

京都市教育委員会告示第1号

平成19年3月27日京都市教育委員会告示第5号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度）の一部を次のように改めます。

平成19年7月11日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表京都市立下鴨小学校の項を次のように改めます。

京都市 立下鴨 小学校	体育館	840	蛍光灯 40W28個	蛍光灯 40W40個	蛍光灯 40W8個	蛍光灯 20W5個	卓子1脚 いす1脚	腰掛 100人分	机 1脚 いす 4脚
			水銀灯 300W40個				水差し1個 コップ1個	卓子1脚 いす1脚	
			投光器 500W2個						

「2 納付すべき費用額」の表を次のように改めます。

演説会開催の日時	納付すべき費用額
平日の昼間	6,866円
平日の夜間	25,666円
休日	27,163円

備考1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から31日までをいう。

2 「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として357円を加算する。

4 拡声機の設備がある場合において、その拡声機を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声機の使用料として525円を加算する。

(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)